

## 監査役職務確認書の過年度改訂について（2011年初版～2020年版）

一般社団法人 監査懇話会

### ・2020年3月 第10回改訂

「監査役職務確認書」は、2011年3月に初版を公表以来、経営環境の変化に合わせ監査役・監査役会の標準的な職務はどうあるべきかを追究し改訂を重ねてきました。今回は、10回目の改訂を行いました。主な改訂事項を紹介いたします。

#### I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

監査計画を立案するときの検討事項を例示した。上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（KAM）」も検討事項に含めることを付記した。

#### II. 業務監査に関する項目

- (1)内部統制監査に関し、会社法に基づく内部統制監査と金商法に基づく内部統制監査の記述を分離し、項目を分けた。
- (2)金商法に基づく内部統制監査の項では、財務報告内部統制監査に加えて、法定開示・適時開示を適切に行う体制の整備の監査を取り上げた。
- (3)有価証券報告書の記載事項に「監査の状況」が新たに加わることから、監査役（会）が留意すべき事項とした。

#### III. 会計監査に関する項目

- (1)上場会社等にとって「監査上の主要な検討事項（KAM）」は、監査法人（監査人又は会計監査人）との重要な意見交換の項目になることを示すとともに、「KAM」の概要について説明を付記した。
- (2)監査法人が報告すべき法令違反行為の範囲が計算書類や財務諸表に関連する事項以外の法令にも広まったことについて監査役（会）の対応が必要なことを記載した。

#### IV. 監査報告に関する項目

監査を実施したときの記録（例えば「監査調書」）を残すことは、監査役の標準的な職務であることを記載した。

#### V. 監査役が対応すべきその他の項目

- (1)監査役を選任議案の提出時に監査役（会）が取締役と協議する機会をもつこと、及び監査役の報酬等の水準についても取締役と協議する機会を持つことを提言した。
- (2)三様監査の中で監査役（会）が積極的に統括することの期待が高まりつつあり、確認事項に含め、監査役の標準的な職務と位置付けた。

今回の改訂では、見た目の印象、読みやすさ、及び会社ごとの機関設計や状況の違いに応じて利用をする場合の目安などを考慮し、本文全体の体裁を改めました。「大会社」「会計監査人設置会社」「上場会社」が利用できる確認書になっていますが、それら特有の事項については、その旨付記し、該当しない会社の監査役にも活用しやすいように配慮しています。

「監査役職務確認書—全文」版、「監査役職務確認書—確認事項のみ」版、及び2019年度版からの改訂部分を詳細に示した「新旧対照表」をホームページで公表しています。

また、「監査役職務確認書 利用ガイド」も改訂しましたので、ご参照ください。

## ・2019年3月 第9回改訂

企業不祥事発生のニュースを耳にする機会が相変らず多いと感じる一方、企業統治や監査に関わる立場から、不祥事予防や監査の実効性をより一層高めるための提言、意見も多く提示されています。その中から特に、監査役等と監査人（会計監査人）との連携に関する文書に着目し、確認書への反映を検討いたしました。

監査役等と会計監査人・監査人（公認会計士・監査法人）は、監査の職務を通じて企業活動の健全化を図るために相互連携をさらに進めるべきとの提言が多く見られました。

検討の結果、確認書の「Ⅲ. 会計監査 4. 会計監査人との連携についての確認」の項の記述に改訂を施しました。改訂箇所は、「網掛け・太字」で表示しています。

なお、前年度（2018年3月）改訂により新設した「V-5. 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項」における確認事項の設定は、具体的運用の標準的方法について検討した結果、本年も見送ることにいたしました。

本年より、「新旧対照表」もホームページに併せて掲載しておりますので、改訂事項の詳細は、そちらをご覧ください。確認書では、改訂部分の文字を**太字・網掛け**にしています。

また、「監査役職務確認書」をより多くの皆様に活用していただきたいと思い、本確認書の「利用ガイド」を掲載しております。

## ・2018年3月 第8回改訂

今年度の改訂検討に当たっては、企業不祥事の発覚が相継ぐ現状を思い、不祥事防止の観点から監査役の「監査」はどうあるべきかについて討議した結果、「監査役職務確認書」を利用する監査役等の皆様の参考となるように、次の2点についてより明確に記載することに致しました。

1. 企業不祥事防止の観点から、監査役と内部監査部門・会計監査人との連携、いわゆる「三様監査における連携」をより強固なものにする必要がある。
2. 企業不祥事として問題が大きくなる前に、監査役は、不祥事の兆候を感知すること、又は、不祥事の兆候を感知した後に速やかに行動することが、求められている。

改訂を施した事項は、次の通りです。

### Ⅱ. 業務監査に関する項目 9. 企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置

上記1及び2に関連し、[説明]の追加、[確認事項]の追加、[監査のツボ]の追加を行った。

### Ⅱ. 業務監査に関する項目 11. 内部監査部門等との連携

上記1に関連し、[説明](3)の文言修正を行った。

### V. 監査役が対応すべきその他の項目

上記1に関連し、中項目5. を追加した。

#### 5. 監査役（会）と内部監査部門・会計監査人との連携（三様監査）に関する事項

[説明]と[監査のツボ]を記載した。

なお、今回の改訂では、当該事項は、監査役の監査の方法において推奨する事項とし、[確認事項]は設定しておりません。

改訂の具体的な文章の記述内容については、「2018年版 監査役職務確認書」を参照して下さい。2017年版からの改訂箇所を「網掛け・太字」で表示しています。

## ・2017年3月 第7回改訂

主に次の点について改訂を検討致しました。

1. 「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所・有価証券上場規程別添、2015年6月1日施行、以下CGコードという。）に基づく上場会社各社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載状況に留意しつつ、監査役の立場から監査の着眼点として取り入れることについて
2. 監査報告に関する[説明]等がいくつかの項に分散しているため、「IV-2. 監査報告の作成・通知」の項に集約して記載することについて
3. [確認事項]の追加、修正、削除等について

4. [監査のツボ]が、確認書を利用する監査役にとって十分に有用であるか否かについて
5. その他、文脈、文章を整理、改善し、わかり易い[説明]等にする事について

上記の観点から、主に次の事項の改訂を行いました。( )内ページ番号は、確認書のページ番号に対応する。

#### 1. CGコード関連

- ①「Ⅱ－2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査」[監査のツボ](p.8)に次の趣旨を追記した。  
「3)取締役会を活性化させ、その機能の向上を図るために、取締役会がその役割・責務を分析評価していることが望ましい。監査役(会)は、取締役会が分析・評価する項目・手続を定め、それを実施しているかを監査の着眼点とする。」
- ②「Ⅴ－5. 監査役と社外取締役との情報交換に関する事項」[監査のツボ](p.30)に次の趣旨で新設した。  
「1)監査役は、監査活動等で得た客観的情報を社外取締役に積極的に提供し、社外取締役の独立性の保持に努める必要がある。  
2)監査役と社外取締役の連携においては、監査役(会)の監査の実効性を確保するという観点を重視し、意見交換を通じて認識を共有し信頼関係を確立することが重要である。」

#### 2. 「Ⅳ－2. 監査報告の作成・通知」[説明](p.25)に以下の内容を移設・新設した。

- ①監査報告記載内容の検討において、「企業の健全性に重大な影響のある事項について情報開示が適切な方法で行われていたか」にも留意すべきこと
- ②監査役会非設置会社の場合の監査報告の作成方法についての留意点

#### 3. [確認事項]に追加について

- ①「Ⅰ－1. 監査計画及び職務の分担」[確認事項1. ](p.2)を次のように修正した。  
□1. 監査役間・監査役会で、**前年度の監査活動の実効性について**協議し、重点監査項目、監査方法及び職務分担を定め、監査計画を作成した。  
その他の[確認事項]については、追加、修正、削除はない。
- ②「Ⅲ－4. 会計監査人との連携についての確認」[確認事項](p.24)を修正した。  
□1. 会計監査人の**監査の**方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。

#### 4. [監査のツボ]について

[説明]と[監査のツボ]のそれぞれの記述内容について、明確な区分が現在では失われつつあるが、[説明]では、法令・監査基準等に則った善管注意義務等を中心に記載している一方、[監査のツボ]では、具体的な監査活動における留意点・心構えを記載しているといえる。確認書利用者の中には、監査役の職務を理解するためにまず[監査のツボ]を一読し、さらに詳しい理解を[説明]の記述に求めるといった利用方法を採用する監査役も少なからずいるということから、[監査のツボ]の有用性を確認した。

#### 5. その他 文脈、文章の整理、改善について

「Ⅰ. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目」「Ⅱ. 業務監査に関する項目」「Ⅲ. 会計監査に関する項目」の複数の項目で修正を施した。

なお、改訂の詳細は、「2017年版 監査役職務確認書」を参照してください。2016年版からの改訂箇所は本文に網掛け・太字で表示している。

#### ・2016年3月 第6回改訂

2015年に発覚した東芝事件では、会社の経営陣が内部統制システムの根幹にあるべき統制環境を不適切に運用し、会社を危機に陥れることになった。機関設計が異なる監査役(会)設置会社においても、他山の石として取締役の職務執行の監査を含む日常監査の重要性を認識すべきであろう。監査役職務確認書は、昨年、改正会社法の施行に合せた改訂を既に実施している。2015年6月以降、コーポレート・ガバナンス・コード(以下、CGコード)原案に沿った改正有価証券上場規程等の施行、及び日本監査役協会の監査役監査基準の改正があった。当会改訂検討委員会においては、監査役監査基準の改正条項の内容全てを取り入れるということではなく、監査懇話会の監査役職務確認書の記述として取り入れるべきかどうかを議論の上、改訂に当たった。CGコードの原則等については、その趣旨が監査役監査基準に取り込まれているものを検討の対象とした。[参考法令等]では、確認書に記述した説明や確認事項等の内容が法令にはなく監査役監査基準を根拠にすることが相応しい場合、又は監査役職務の参考にすることが望ましいと判断した場合に、監査役監査基準の条文番号及び条文略称を記載することとした。

改訂箇所は「監査役職務確認書」本文中に網掛け・太字で表示した。

なお、ホームページでの公表にあたっては、①前文「監査役職務確認書」の改訂について、②「監査役職務確認書」全文、③「監査役職務確認書の確認事項のみ」の3文書を個別に掲載する様式に変更した。

#### ・2015年5月 第5回改訂

平成26年6月に改正会社法が公布され、平成27年2月に改正会社法施行規則等の法務省令が公布された。改正会社法の施行は、平成27年5月1日となったので、今回第5回改訂では、改正会社法の趣旨に沿う監査役職務確認書とするための改訂を行い、公表を5月1日とした。監査役監査環境の充実、監査事項の拡大、監査役意見開示、監査報告記載等、監査役監査職務に求める事項は、ますます増加している。主に次の事項に関連する改訂を施した。

- ①監査役監査環境の充実、
  - ②監査役会非設置会社の監査役間の連携(監査役協議会設置を含む)、
  - ③親子会社間の利益相反取引の開示、
  - ④内部統制システムの運用状況の事業報告記載、
  - ⑤公開会社において支配株主の異動を伴う募集株式発行の場合の募集通知事項の開示、
  - ⑥子会社から親会社監査役に報告するための体制並びにその報告者が不利な取扱いを受けない体制の構築と運用、
  - ⑦会計監査人の選任等の株主総会議案の決定、
  - ⑧非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約、
  - ⑨多重代表訴訟の創設、
  - ⑩大会社・上場会社における社外取締役設置の事実上義務化に伴う監査役と社外取締役間の情報交換、等。
- なお、改訂箇所は本文中に網掛けで表示した。

#### ・2014年3月 第4回改訂

2013年度は食品の虚偽表示、農薬混入、検査データや研究データの不適切な取り扱い、反社会的勢力との関係など企業活動に対する社会の信頼を揺るがすような不祥事が相次いだ。このような状況に監査役としても対応するため、今回は特に「監査役への報告に関する体制等」、「内部統制監査」を中心に、監査役へ報告すべき事項、内部通報制度、反社会的勢力との関係遮断等に関する説明や確認事項を強化した。

またこれらの企業不祥事が子会社・関連会社を含めた企業集団で発生しているケースも多く見られるため、2013年2月に公表した「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂を行うと同時に、本「監査役職務確認書」においても同確認書の活用を促している。

さらに、2013年3月に企業会計審議会より公表された「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」に関連し、会計監査人との連携に対する記述を強化している他、皆様方から頂いたご指摘事項も含め、より利用しやすいよう全般に渡る見直しも行ったので、ぜひ監査役職務にお役立ていただきたい。

• **2013年2月 第3回改訂**

企業不祥事が続発する中、不適正な行為についての監査および対応策について検討・議論を行い、改訂を行った。また企業集団の監査役の職務をさらに具体的にするため、姉妹編として「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を公表した。

• **2012年3月 第2回改訂**

第三者委員会等の設置される機会が増え、不祥事が生じた際に監査役が果たすべき職責も重要なテーマになっている。また、独立役員指定、第三者割当が行われる場合の監査役の意見表明、有価証券報告書等の情報開示の適正性に関する監査役監査等について関連する法令等の改定が実施された。

以上のような背景のもと、第2回の改訂を行った。

• **2011年5月 第1回改訂**

日本監査役協会の「監査役監査基準」が平成23年3月10日に改定されたことにもなっており、本文の「主な関連法令等」に記載している引用条項について訂正を行った。

• **2011年3月 制定**

当会「監査役職務確認書委員会」の研究テーマとして初版を制作した。